平成２８年（フ）第８５号
三重県松阪市嬉野中川町590－４、住民票上の住所岐阜県可児市下切3235番地１　Ａ棟－２
債務者　水谷　　均
１　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　三貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５８号
岡山市北区田町１丁目１番３号西川コーポ402、旧住所岡山市中区湊880番地410
債務者　新谷　雄二
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木浩史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８号
大阪府泉大津市東港町３番１号
債務者　最上こと　松本　俊雄
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
神戸市兵庫区松原通５丁目１番21―901号、従前の住所兵庫県西宮市東町１丁目13番８－218号
債務者　ＣＥＮＴＥＲ　ＶＩＬＬＡＧＥこと　村中　智紀
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　判治　裕介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午後４時
５　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６２号
兵庫県加古川市野口町長砂1330番地の21
債務者　西谷　　亙
１　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉原美由希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０８号
高知市大川筋１丁目７番29号　リヴィエラ大川筋301
債務者　濵口　　牧
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津田　久敬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９５号
福岡県うきは市吉井町富永1271番地３
債務者　永瀬　朝夫
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下山津雅子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９６号
福岡県うきは市吉井町富永1271番地３
債務者　永瀬　光子
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下山津雅子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第７２号
兵庫県宝塚市中山五月台２丁目21番１号
債務者　金井　　弘
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武本夕香子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
福島県郡山市八山田３丁目165番地２、住民票上の住所福島県郡山市喜久田町字赤沼向４番地の57
債務者　鈴木　弘道
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊坂奈緒美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
福島県郡山市八山田３丁目165番地２、住民票上の住所福島県郡山市喜久田町字赤沼向４番地の57
債務者　鈴木はるよ
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊坂奈緒美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０６号
北海道二海郡八雲町三杉町25番地102
債務者　幸野　亜実
１　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５３１号
大阪市生野区新今里２丁目６番２号　ＹＯＯＮマンション　301、前住所大阪府東大阪市稲田新町２丁目２番２号
債務者　中野　隆知
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６６号
大阪市住吉区上住吉２丁目13番12号　酒井家レインボー１階
債務者　鬼塚　友則
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４４号
大阪市住之江区南港中４丁目７番23―1212号　渡邊方
債務者　中嶋　美穂
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３２５号
大阪市都島区都島中通３丁目５番８号
債務者　佐敷　大悟
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部